

# I 福島県教育委員会 中核栄養教諭研修 実施要項

福島県教育委員会

## 1 目的

中核栄養教諭研修は、学校栄養職員としての経験を含めて在職期間が15年に達した栄養教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、個々の能力、適正等に応じて実践的指導力の向上を図るとともに、幅広い識見と社会性を習得させるため、より高度な専門的知識・技能を高め、教育的指導力及び資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 基本方針

本県における課題と栄養教諭に求められる資質や能力を踏まえ、中核栄養教諭研修の対象となる栄養教諭（以下「研修対象栄養教諭」という。）一人一人の高度な専門知識を伸ばし、現代的な課題に対する実践的指導力の深化が図られるよう研修を実施する。

## 3 対象

(1) 研修対象栄養教諭は、次のとおりとする。

福島県公立学校の栄養教諭で、国立、公立の学校の栄養教諭又は学校栄養職員としての経験を含め、在職期間が15年（期限付き等での学校栄養職員の経験を除く。）に達した者

(2) 在職期間は、次のとおりとする。

① 国立、公立の学校の栄養教諭又は学校栄養職員として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

② 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ア 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 職員団体の役員として専ら従事した期間

ウ 育児休業をした期間

エ その他

(ア) 地方公共団体において定められた条例等の規定に基づき、負傷又は疾病による療養のため休暇を取得した期間

(イ) 国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために配偶者同行休業を取得した期間

(3) 次の者は、中核栄養教諭研修の対象としないものとする。

① 学校栄養職員15年経験者研修を受けた者

② 他の任命権者が実施する当該経験者研修を受けた者

#### 4 研修内容

研修対象栄養教諭は、次に示す県教育センターで実施される中核学校栄養職員研修の校外における研修（3日間）を合同で受講するものとする。

- 学校給食の栄養管理・衛生管理、食に関する指導等の指導力向上を目指した実践的研修

#### 5 学校及び共同調理場における体制

- (1) 校長及び共同調理場所長は、研修対象栄養教諭が県教育センター等における研修を受けるに当たり、給食管理等に支障が生じないように配慮する。
- (2) 校長及び共同調理場所長は、研修の実施に当たり学校及び共同調理場の協力体制を確立する。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、研修に必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。